

(3) 大都市税財政制度の確立への取り組み

現行の市町村税制をはじめとする税財政制度は、昼間流入人口などによる大都市特有の財政需要や、都市の成熟化に伴う更新需要など、大都市の財政需要の実態に見合ったものになっていません。

地方分権が本格化するなか、地方公共団体の自主的・自立的な行財政運営に資するため、また、地域及び住民の受益と負担の対応関係を明確化し、歳出の効率化を図るためにも、地方公共団体が行う事務に要する経費は、まず、地域住民が負担する地方税で対応するべきであると考えています。

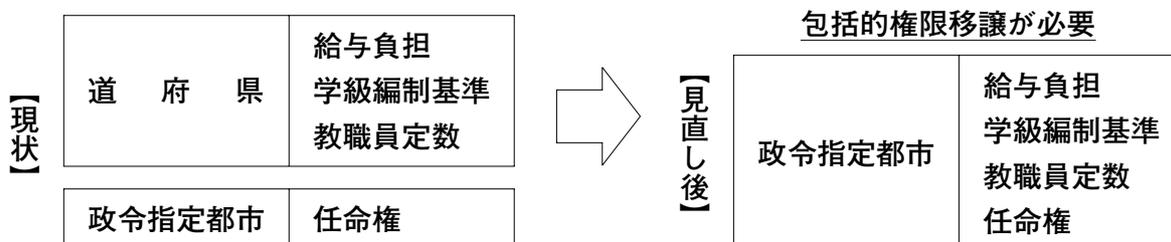
そのような観点から、国から地方への税源移譲により国・地方の役割分担に即した税源配分の是正を行うべきであり、とりわけ法人所得課税や消費・流通課税の充実を図るなど都市税源の拡充により、大都市の実態に即した地方分権の時代にふさわしい税財政制度を確立することが必要です。

具体的な取り組み

●大都市特例税制の確立

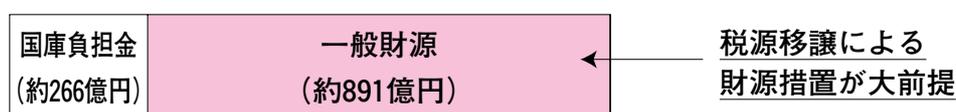
大都市においては、国・道府県道の管理、その他事務配分の特例が設けられ、道府県に代わってこれらの事務を行っていること、また、県費負担教職員給与費の指定都市への移管が検討されている状況等を考慮し、大都市の役割に応じた大都市特例税制の確立に向け、引き続き国等へ強く要望してまいります。

道府県と政令指定都市間の県費負担教職員制度の見直し



◎府費負担教職員給与費が大阪市に移管されると、その影響額は約891億円

※平成17年度(2005)決算額(約1,157億円)を基に、
現行の国庫負担金の負担割合により試算



●税源移譲を基本とした地方税財政改革の推進

真の地方分権の実現に向け、国と地方の新たな役割分担を明確にしたうえで、その役割に応じた地方税財源の充実確保を図るとともに、地方が自らの責任で効率的な自治体経営を行うために、複数の基幹税からのさらなる税源移譲を進め、地方税中心の歳入体系が構築されるよう、国に引き続き強く求めています。

国・地方における租税の配分状況

